

流通設備効率の向上に向けて

(コネクト&マネージに関する取組について)

2022年4月8日
広域系統整備委員会事務局

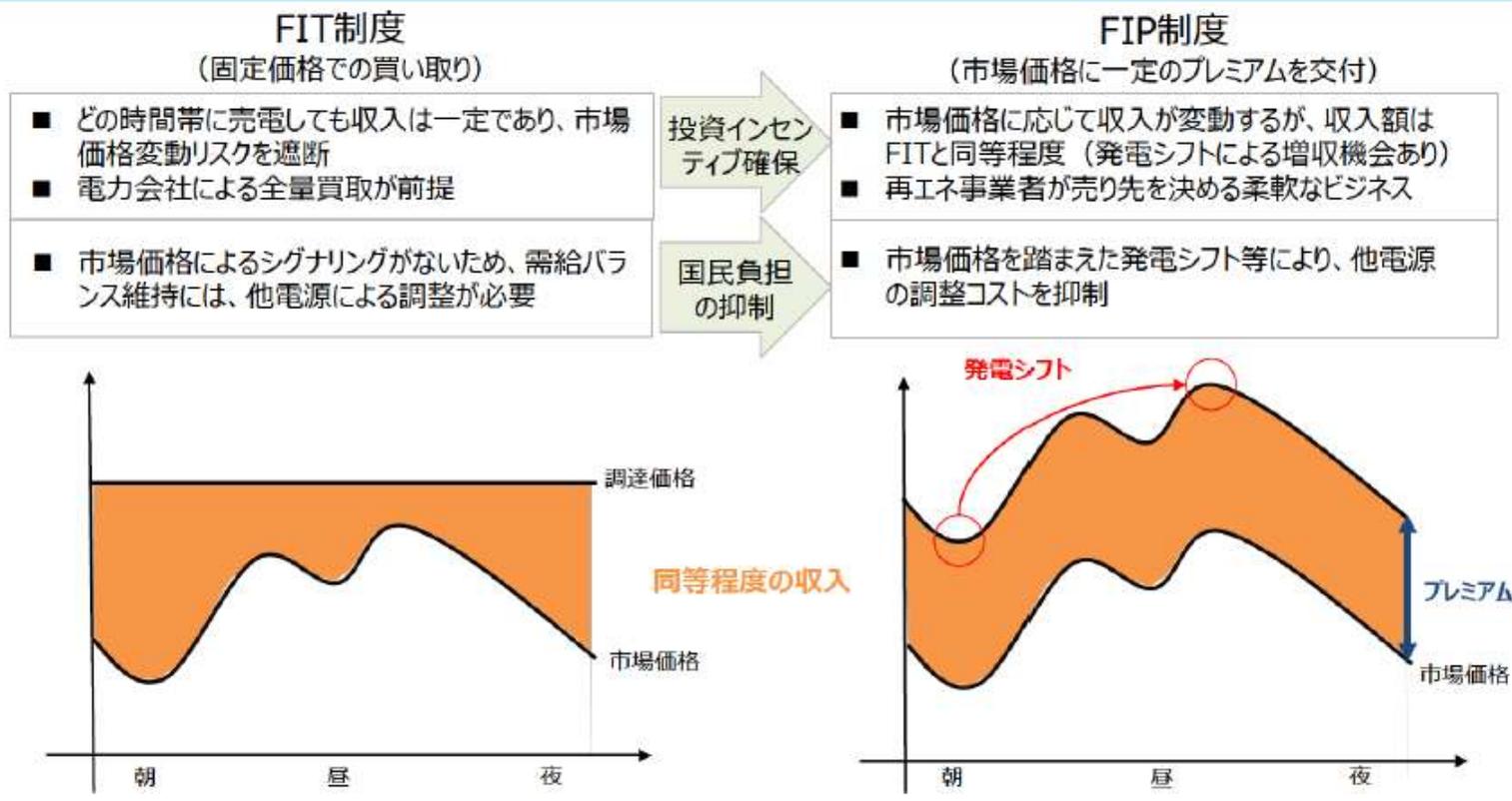
- 前回の第59回（2022年2月15日）までの広域系統整備委員会において、N-1電制本格適用に関し、国の審議会※¹でのN-1電制の費用負担見直しを踏まえた扱いの見直し等についてご審議いただいた。以降、事務局にて、具体的な対応について、流通設備の整備計画の策定（送配電等業務指針第55条）を補足するものとして、ガイドライン※²の策定作業を進めていたところ。
- この作業の中で、2022年4月より開始しているFIP（Feed-in Premium）電源を電制対象とした場合の扱いについて、広域系統整備委員会中で明確化が不足していたことから、この扱いの方向性について報告するもの。

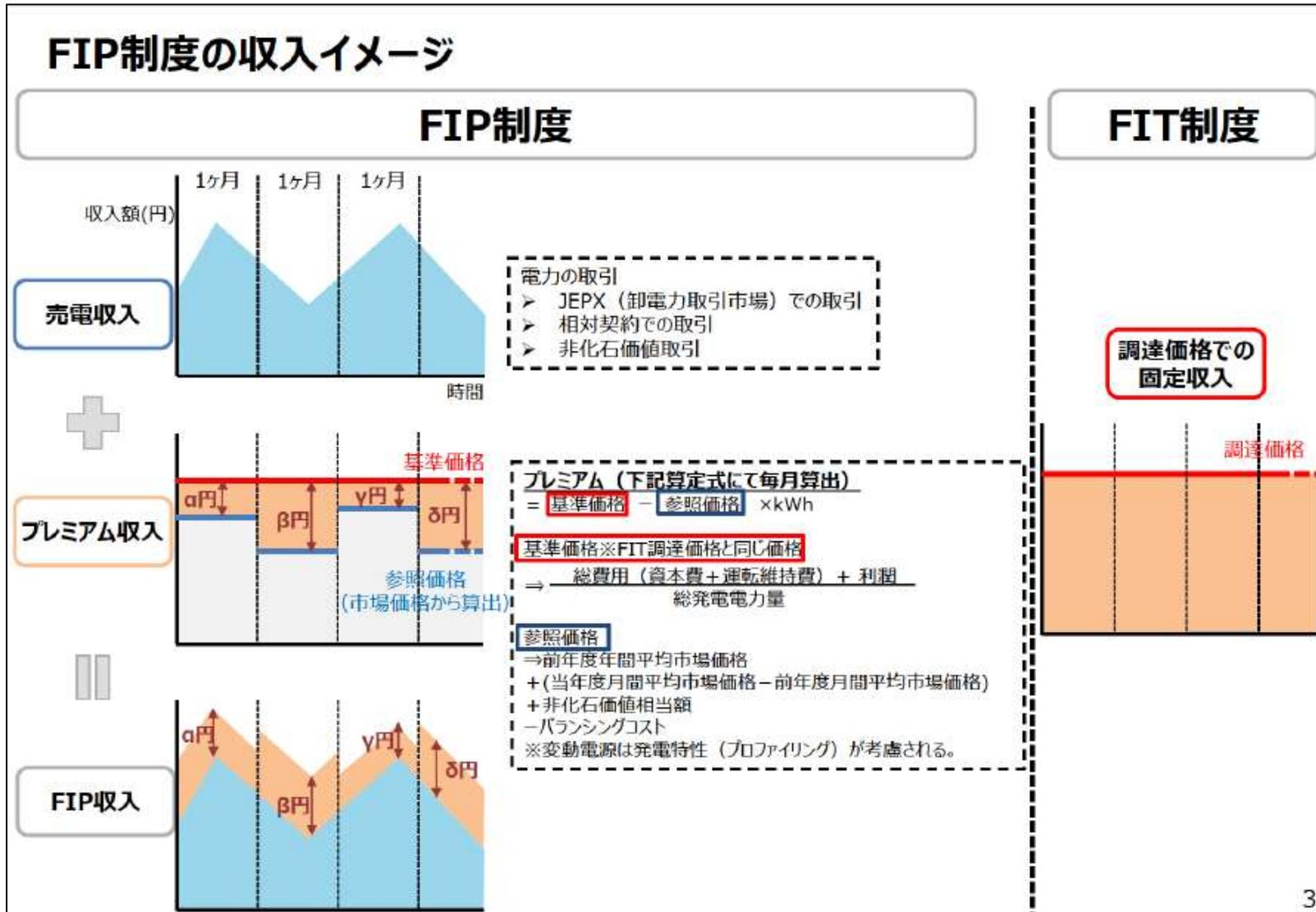
※1 総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第37回）（2021年11月30日）（以降、第37回大量導入小委）

※2 現在、N-1電制先行適用の考えを示したガイドライン「流通設備の整備計画の策定（送配電等業務指針第55条）におけるN-1電制の先行適用の考え方について」として公表

FIT制度とFIP制度の違い

- FIT制度は、再エネ自立化へのステップアップのための制度であり、電力市場への統合を促しながら、投資インセンティブの確保と、国民負担の抑制を両立していくことを狙っている。





- これまで広域系統整備委員会の審議においては、電制に伴い電源側に発生するオペレーション費用として、一般送配電事業者は電源側に対して、代替電源調達費用と再起動費用を精算することを決定済み。
- この際、FIT電源を電制対象とした場合は、電制により「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（以降、再エネ特措法）による固定買取価格分の収入が減少することになることを踏まえ、当該収入減少分を精算することとしている。（次スライド参照）
- 他方、2022年4月より開始しているFIPは、再エネ自立化へのステップアップのための制度として、FITに投資インセンティブ確保等の工夫を加えたものであるが、電制により「再エネ特措法による収益」が失われる点が課題である点はFIT電源と変わらない。
- このため、FIP電源に対しても、FIT電源と同様、電制により減少した「再エネ特措法による収益」相当を精算することとして、具体的には再エネ特措法に基づくプレミアム分を考慮した精算を行うこととする。
- 今後増加するであろうFIP電源も含め、合理的な電源に対し電制装置を設置する上では、電制時に特定の電源に不利益が生じないようにすることが必要。これにより、N-1電制適用による既設系統の有効活用がしっかりとれるようにする。

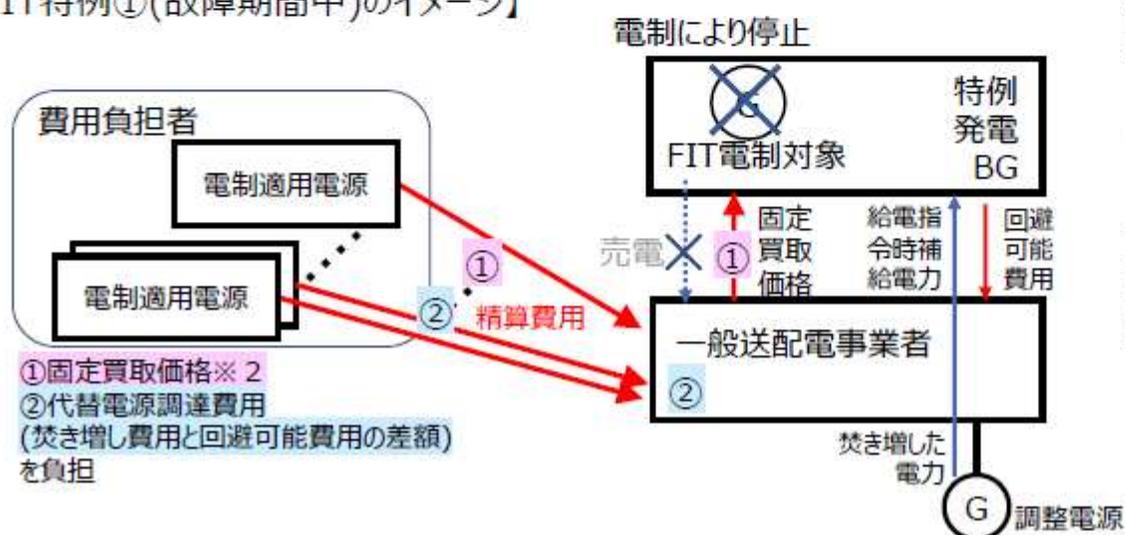
3-(1)-1. FIT電源電制時の費用精算の考え方 FIT電源の精算内容

22

- N-1電制の本格適用に伴う費用精算項目として代替電源調達費用がある。今回、**代替電源調達を行わないFIT電源を電制対象**とした場合、どのような精算を行うかについて検討した。
- 費用精算はもともと「電制対象者が不利益とならないような仕組み」として考えられたものである。それを具体化したのが「電制に伴う機会損失」である。これに準じて精算内容を考えると、以下のとおりとなる。
- FIT電源の場合、電制により売電の機会が失われ、**固定買取価格に基づく収入がその分減少**することとなる。このため、**収入減少分を発電機会損失相当として精算する(①)**。
- 一方、FIT電源の電制に伴い不足する電力は、一般送配電事業者が調整電源を焚き増しし、補うこととなる。給電指令時補給電力に対して一般送配電事業者は回避可能費用で精算を行うため、**これらの差額を、追加で要した代替電源調達費用として精算する(②)※1**。

※1 特例①の場合。
特例②については特例発電BGを組成する小売電気事業者に当該費用が生じる。
特例③については特例①同様一般送配電事業者に当該費用が生じる。

【FIT特例①(故障期間中)のイメージ】

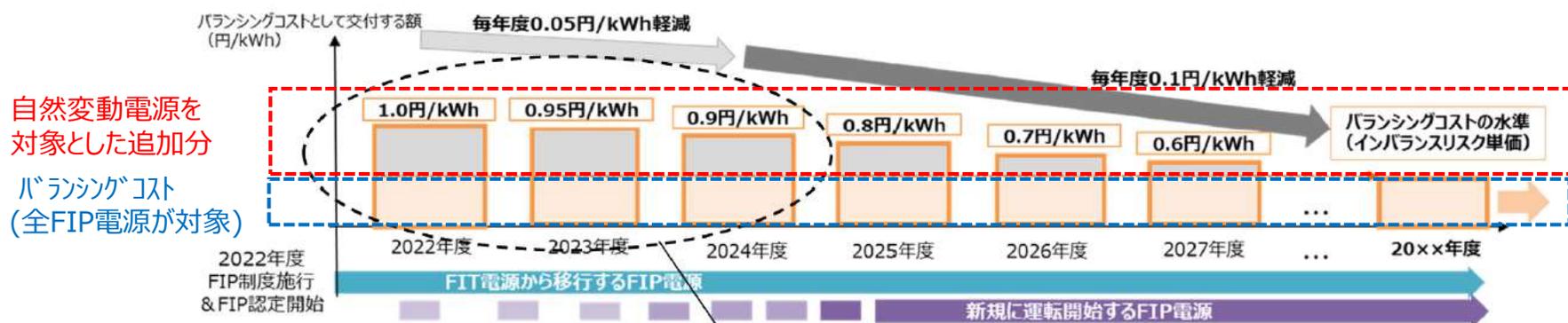


①固定買取価格※2
②代替電源調達費用
(焚き増し費用と回避可能費用の差額)を負担

凡例
 → 電力の受け渡し → お金の流れ

※2 電制により発電不要となった分の限界費用を精算額から減じる
 (例) 下記条件の風力の場合
 固定買取価格 22円
 限界費用 0円
 精算額 = (22-0)円 × 機会損失kWh

- FIP電源は、再エネ特措法による固定買取とは異なり、市場売買もしくは発電契約者との相対契約により取引される。このため、基本的には、これまで整理してきたFIT以外の通常の電源を対象とした場合のオペレーション費用の精算方法により、精算自体は可能。
- しかしながら、FIP電源の場合は、さらに再エネ特措法に基づくプレミアム分の考慮が必要。このため、FIP電源の特殊な措置として、FIP電源が電制された場合、当該電源のオペレーション費用においてはプレミアム分も加え精算を行うこととする。（次スライド参照）
- なお、FIPのプレミアム中には下記のような費用が含まれているが、それぞれの交付趣旨を踏まえた上で、これらの費用も含めたプレミアム全額を精算対象とする。
 - ✓ バランシングコスト：発電計画の作成・インバランス精算・プロファイリングリスクなど、再エネ事業者がFIT制度からFIP制度に移行するにあたって追加的に生じる業務・リスクに対する費用。電制の有無に係わらず、FIP電源側で必要となる業務等であり、支払い対象とすることが妥当。
 - ✓ 自然変動電源を対象とした追加分：自然変動電源のFIT制度からFIP制度へのすみやかな移行を促すインセンティブとして設定されている。電制を理由に当該インセンティブを削ぐ理屈はないため、支払い対象とすることが妥当。



制度開始当初は、高い水準の金額がプレミアムに含まれる形で交付される。

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 / 電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 中間整理 (第4次) (2021年10月22日) を一部加工

- これらFIP電源が電制対象となった場合の扱いの詳細については、現在策定作業を進めているガイドラインにおいて明確化をはかっていく。